

令和 8 年度 佐々町予算編成方針

I 予算編成の背景

1 国の令和 8 年度予算編成の基本方針

我が国の基調判断は、令和 7 年 10 月の月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

また、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることとしている。また、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進めることを示している。

2 長崎県の令和 8 年度当初予算の基本的姿勢

令和 8 年度は、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念として策定を進めている次期総合計画の初年度となることから、同計画に掲げる目標の実現を図るため、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識・力の底上げに加え、本県の将来を担うことどもたちの能力と可能性を高めるとともに、すべての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりを積極的に推進する。

あわせて、物価高騰や人手不足等の中、地域を支える小規模事業者や第一次産業従事者等の様々な事業者に対する支援など、社会経済情勢等を踏まえた本県における目下の諸課題に対しても、スピード感を持ったきめ細かな対応が求められている。

こうしたことを踏まえ、具体的な事業構築にあたっては、部局の垣根を超えて府内外の関係者との連携・融合を一層推進するとともに、デジタル技術をはじめ、新たな発想や視点も積極的に取り込みながら、事業効果の最大化を目指すこととしている。

II 本町の予算編成方針

1 本町の財政状況と令和 8 年度以降の収支見通し

本町の財政状況は、令和 6 年度決算では、全会計で実質収支は黒字であり、地方公共団体の財政健全化に関する法律による各指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており健全性を確保している。財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、歳入経常一般財源は町税及び臨時財政対策債が減となった一方で地方交付税が増となったことが影響し 1 億 3,734 万円の増となったが、歳出経常一般財源は人件費、物件費及び扶助費の増が大きく影響し 1 億 4,490 万円の増となったことにより、前年度と比べ 0.5 ポイント増の 91.5% となった。今後も介護や障害者福祉等の社会保障費や人件費などの義務的に生じる負担は増大することが想定される。令和元年度から令和 3 年度までは特殊要因により経常収支比率の増減が大きかったものの、令和 4 年度以降、歳出経常一般財源は年々増加しており計画的な経常経費の削減を行っていくことが必要と思われる。

中期財政見通しでは、投資的経費は令和 8 年度においては令和 7 年度と比較して減少することが見込まれるが、継続事業である庁舎建設事業や、公共施設の老朽化に伴う改修などの実施により多額の経費が見込まれ、公債費についても、大型事業実施による起債の償還開始などで令和 11 年度にピークを迎える見込みである。さらに、社会保障関係費、多様化するニーズへの対応、大型事業の実施や金利の上昇に伴う公債費の負担増等により基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされ、令和 11 年度の基金残高は現在の 5 割弱まで減少するなど、今後は非常に厳しい予算編成を想定している。（令和 7 年 9 月 22 日課長会資料参照）

限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度の負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、職員自らが町政や町の財政状況を常に認識しつつ、知識や経験を最大限に発揮するとともに、これまで以上に全庁的な視点を持って、事業の『選択』と『集中』による歳出の重点化、歳入に見合った歳出規模への抑制や受益者負担の適正化を図っていく必要がある。今後の持続可能な財政運営に向け、財源補填としての基金繰入に頼った予算編成ではなく、国県補助制度の的確な活用のほか、使用料、手数料の見直し、遊休地の売却など、新たな財源確保について真摯に考えていく必要がある。

2 予算編成の基本方針

令和7年度に引き続き令和8年度においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）、少子化対策などの行政課題への対応を進めていく必要がある。また、令和8年度は第7次佐々町総合計画の後期計画と第3期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度となることから、計画に掲げる各取組の目標達成に向け着実に推進するとともに、行財政基盤の構築に資する事務・事業の見直しにより持続可能な施策の推進等を総合的に勘案し編成することとする。

3 予算編成の留意事項

(1) 予算編成の基本目標

「第7次佐々町総合計画」や「第3期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本構想に掲げる本町の将来像「暮らししいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向けて、次の事項を予算編成の目標とする。

【第7次佐々町総合計画 まちづくりの基本目標】

- 基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち
- 基本目標2 「教育・文化」で輝くまち
- 基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち
- 基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち
- 基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち
- 基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち
- 基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち

【第3期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標】

- 基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する
- 基本目標2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる
- 基本目標3 町民の生活を支える産業を持続・発展させる
- 基本目標4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる

(2) 「第7次佐々町総合計画」・「第3期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進

- 本町では、「第6次総合計画」「第7次総合計画前期計画」に基づき、「暮らししいちばん住むならさざ」をキーワードにまちづくりを進めた結果、「暮らしやすさ」が高く評価され、民間調査では「住みここちのよ

いまち」県内 1 位になるなど、長期に渡って積み重ねてきた「まちづくり」の成果が現れている。

しかしながら、令和 5 年からは社会動態、自然動態とも減少に転じているが、令和 12 年の目標人口を 13,800 人とすることとしている。

- 「第 7 次佐々町総合計画」に掲げる「まちの将来像」の実現に向け、基本目標に定める戦略目標ごとの成果指標向上に資する予算編成に努めること。
- 「第 3 期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、第 2 期の検証結果等及び令和 7 年度進捗状況を参考に、第 3 期の総合戦略の目標達成に向けた予算編成に努めること。

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- デジタル技術の積極的な活用による「行政事務の効率化」「暮らしの利便性向上」「社会問題の解決、新たな価値の創出」に取り組み、町民が便利さを実感できるサービス提供を推進することとし、各課積極的に事業化の検討を行い、必要に応じて予算要求すること。
(例)公金収納のデジタル化(eL-QR の活用)、行政手続きのオンライン化、書かない窓口、AI、RPA、テレワーク、ペーパレス化、電子決裁、電子入札、スマートフォン操作講習会 など
- デジタルを活用した課題解決や魅力向上の実現に向けた取り組みを検討し、実施する事業については「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用すること。

(4) 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

- 令和 7 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は、前年と比較すると 76 人減の 13,912 人となり微減傾向にありますが、年少人口(0 歳～14 歳)の割合は 16.1% (2,237 人) と昨年に引き続き県内では最も高い割合となっています。今後も引き続き、国が掲げる「こども未来戦略」を踏まえ、結婚・妊娠・出産・子育てに関する施策を総合的に推進し、次代の佐々町を担う子どもたちを安心して、出産・子育てできる環境づくりに取り組むこと。

(5) 財源確保の徹底

- 町税・税外収入の未収入金の縮減、町有未利用地の貸付や売却のほか、個人版・企業版ふるさと納税やクラウドファンディングによる資金調達、ネーミングライツや広告事業による収入、PPP/PFI といった民間資金の活用など、新たな自主財源の検討も含め、財源の確保に積極的に取り組

むこと。

(6) 企業会計における独立採算性の原則確保と経営の健全化

- 一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、業務運営の合理化・能率化に徹し、中長期的見通しにたって企業としての独立採算性、経営の健全化を基本とした予算見積もりに努めること。
- 企業会計への負担金、補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしていることから、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、会計内での調整を基本とすること。また、中長期的な経営視点に立ち、経営の健全化を図るとともに、特に使用料等については、適時適切な改定を検討すること。

(7) 本町の課題としての共通認識事項

- 本町の会計年度任用職員の割合は、全国的に見ても高い状況にある。会計年度任用職員については、今後、再任用職員や定年延長に伴い職員数が増加することも踏まえ、事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限度の人数・期間となるよう、ゼロベースで見直し、真に必要な場合のみ要求すること。また、令和6年度からは会計年度任用職員への勤勉手当も支給されており、人件費が増加している。そのため、会計年度任用職員への業務配分等についても十分考慮すること。
- 施設の民営化への取組、指定管理者制度の導入など、これまで直営で実施してきたことにより、非正規職員の増加の要因となっている施設や更なる効率化が図られると思われる施設に対する積極的な改善への方策を各課内で十分に協議すること。
- 令和8年度以降の大型事業として、「庁舎建設事業」の継続事業や「学校給食施設整備事業」などの新規事業が予定されており、厳しい財政運営が見込まれる。
- 令和6年度経常収支比率は、歳入経常一般財源は普通交付税が増えたことにより増となったが、人件費・物件費・扶助費の増により前年度に比べ0.5ポイント増の91.5%となっている。なお、総合計画の経常収支比率の目標値（令和7年度）は95%未満としている。

(8) 基本的事項

- 経常経費のみならず、全ての事業において事業量、対象範囲、実施方法、実施時期等の再確認を行い、歳出の抑制に努めること。
- これまで各課各職員の努力により、経費節減は図られており、当然の

ことながら今後もその努力は継続していくことを前提として、真に必要と思われる経費については、各課内で十分協議のうえ要求すること。

- 新たな財源が必要となる事業を推進する場合は、既存事業の見直しや廃止を行うこと。
- 経常収支比率については、近年、上昇していることを踏まえ、経常的な経費（物件費、維持補修費、扶助費、補助費等）については、令和6年度決算額や不用額、令和7年度執行状況ならびに令和8年度予定事業量を必ず確認し、所要額を見積もること。
- 国県からの財政支援が見込めなくなった事業については、事業見直しの好機と捉え、幅広い視点で事業自体を見直すこと。なお、歳入予算見積においては、確保できる財源がないか十分確認すること。
- 前例・慣例にとらわれずにしてすべての事務事業について、「もう少し効率化できないか」「民営化できないか」「財源はもってこれないか」「補助金を見直せないか」などの見直し作業を実施すること。
- 「量」の抑制とともに「質」の向上を意識し、改善や組織横断的取組による効率化など多様な手法により、各職員が工夫を凝らしながら予算編成を進めること。
- 公共施設やインフラ施設等の現状分析を行い、安全性を考慮し、中長期的な視点で優先順位を見極めること。また、公共施設の維持補修事業に係る予算要求については、個別施設計画を前提としつつも、緊急度や実施の妥当性などを十分に検討すること。
- 物価高騰の影響により、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすること。
- 今臨時国会において、総合経済対策が策定され補正予算が示されることがあるが、十分に注視し適宜適切な対応を図ること。
- 第1次国土強靭化実施中期計画など、国の予算編成等の動向に注視し、適宜適切に対応すること。
- 令和7年度に策定した計画をはじめ、各種個別計画の目標実現に向けた施策を着実に推進すること。
- EBPM（根拠に基づく政策立案のことで、政策の企画をその場限りの経験や推測に頼るのではなく、政策目的を明確にしたうえで、客観的なデータや統計に基づいて行うこと）の推進に努め、より効果的な行政運営の向上を図ること。
- 令和6年度決算審査の結果を踏まえ、意見、指摘事項を適切に反映すること。
- 毎年度多額の不用額発生や予算見積もりの甘さにより生じる流用では、決算審査において議会から厳しい指摘がなされていることから、見積も

りの精度向上を行うとともに、決算状況も加味したうえで、適正な積算を行い、可能な限り不用額の圧縮を意識すること。

- 佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価・検証委員会の評価結果を適切に反映した事業内容とし、効率的かつ効果的に事業実施を行うなど改革・改善に努めること。
- 予算要求にあたっては、課内で提案や意見交換できる機会を可能な限り増やすこと。また予算要求、査定、予算確定の各過程においても相談、協議を継続し、相互理解を深め予算の質を向上させながら予算編成を取り進めること。
- 行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の課に関係する事務事業については、事前に協議を済ませておくこと。
- 計上漏れがないよう十分精査すること。また、予算査定時・査定後に追加・修正が非常に多いため課内での協議や調整に十分な時間をかけ要求すること。
- 新年度において発生する支出で不足が生じる場合は、目内での流用を優先し、対応することとする。それでも対応できない緊急な場合等については、予備費充用が考えられるが、まず税財政課と協議すること。